

令和3年(2021年)1月8日

第8回 「三成めし」認定審査を実施します！

長浜市、米原市、彦根市の3市で構成するびわ湖・近江路観光圏活性化協議会(会長：藤井勇治長浜市長)は、当地ゆかりの武将である石田三成公にスポットを当て、様々な観光事業を展開しています。その事業の一環として、平成28年から「三成めし」事業を実施しており、本年度においても、石田三成公ゆかりの地としての認知度向上と更なる消費促進を図るため、新たな「三成めし」を募集します。

1 「三成めし」とは

石田三成公をテーマとした飲食メニュー(既存メニューでも可)。びわ湖・近江路観光圏活性化協議会において審査ならびに認定を行い、認定された「三成めし」については、当協議会のパンフレットやインターネットなどを活用して、広くPRします。



2 応募方法

所定の応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えて、下記提出先までEメールまたは郵送で提出してください。原則として、提出いただいた写真は返却いたしません。

※応募要領と応募用紙は、各市のホームページもしくは以下のウェブサイトからダウンロードできます。

彦根観光協会 <https://www.hikoneshi.com/jp/mitsunarimeshi>
長浜観光協会・びわ湖の素 DMO <http://kitabiwako.jp>

《「三成めし」応募用紙の提出・お問い合わせ先》

「三成めし」事業担当

米原市商工観光課 担当：中村・酒居

〒521-0392 米原市春照 490 番地 1

電話：0749-58-2227 / FAX：0749-58-1197

Eメール：m-syoukan@city.maibara.lg.jp

3 応募資格

長浜市、米原市、彦根市のいずれか、または複数に事業所または営業所を有する事業者(飲食業者、飲食小売業者など)

4 認定審査

当協議会の構成団体により審査会を設置して選考します。認定審査は書類によって行うこととし、原則として、商品の提供は求めません。

5 認定基準

以下のいずれかに該当する商品で、継続して販売できる商品であること。

(1) 石田三成公のエピソードにちなんだ商品

例：お茶、柿、ニラなどを使用したメニュー

(2) 石田三成公をイメージした商品

例：「大一大万大吉」、「義」、「友情」、「絆」などをコンセプトとしたもの

(3) 3市のいずれか(または全部)が石田三成公ゆかりの地であることがPRできる商品

例：3市の特産物(三成も食したであろうもの)など

6 今後の予定

応募期日：令和3年3月5日(金) 17時(必着)

認定審査結果発表：令和3年3月12日(金) ※可否に関わらず、郵送にて通知します。

7 「三成めし」のPR

認定された「三成めし」は、びわ湖・近江路観光圏活性化協議会の事業として、以下のとおり広くPRに努めます。

- ・認定ステッカー、のぼりの配布
- ・「三成めし」サイトへの情報掲載
- ・「三成会議」フェイスブックページでの発信
- ・マスコミ、旅行エージェントへの情報提供
- ・観光・物産キャンペーンなどでのPR

8 個人情報の管理について

- ・応募の際に提出された個人情報は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守して適切に管理します。
- ・応募用紙に記入いただいた情報については、応募者との連絡に利用するほか、審査会やパンフレット作成、WEBサイトへの情報掲載、マスコミへの情報提供などに必要な範囲内で利用させていただくことに同意いただいた上で、ご応募ください。

9 その他

- ・応募に関して費用は一切かかりません。（応募用紙の郵送料等をご負担ください。）
- ・当協議会は、認定された商品全体を「三成めし」として PR するものであり、個別の商品開発等に関する支援（補助金交付）などを行いません。

びわ湖・近江路観光圏活性化協議会

長浜市観光振興課 0749-65-6521(担当:廣部・涌井)

米原市商工観光課 0749-58-2227(担当:酒居・中村)

彦根市観光企画課 0749-30-6120(担当:藤原(千)・田中)